

資料 部会で確認してほしい内容

1 居宅介護

- ・同居家族がいるとできる範囲が決まっている等条件があり、利用しづらい。(部会で確認)
- ・居宅介護は、(他サービスとは異なり) 個々のケースに応じて時間数などを決めている (が、利用実績が低い)

2 重度訪問介護

1ヶ所で複数のケースを受けて回っているところも多く(受けることによって経営が成り立っており?)、

<まとめ・課題>

- ・グループホームや身体障がい者福祉ホーム利用者の利用は多いが

10 就労継続B

<まとめ・課題>

- ・環境の変化に弱い等、慣れ親しんだ事業所を変わるのには困難が伴う。相談支援の力量が問われる。

12 短期入所

- ・社会資源を増やす一つの方策として、平成22年度の地域生活支援部会ショートスティ小部会において、介護保険の「小規模多機能型居宅介護」事業所を相互利用することについて検討された。『いきなりの利用は難しいので、まずは交流から』となったが、実施には至らなかった。

13 共同生活援助

- ・グループホームが増えない理由として、建築基準法や消防法、京都府のまちづくり条例(廊下幅・エレベーターのこと)に適応するために資金面の課題も多いためと考えられる。

<まとめ・課題>

- ・重複障がいに対応できる。
- ・重度心身障害に対応できるグループホームが必要
- ・体験型で利用ができる施設があれば

18 移動支援

- ・総利用事業所数は、向日市(47)長岡京市(29)大山崎町(22)であり、1事業所あたりの利用時間数は、向日市(223.5時間)、長岡京市(477.9時間)、大山崎町(524.93時間)となる。(この内容は必要か

どうか??)

20 日中一時支援

- ・日中活動系事業所を利用している人にとって、4時以降は日中一時、居宅介護を利用している場合がある。ただし、本来の趣旨とは違うサービスを充当するより、「放課後デイの成人バージョン」や日中活動系事業所の延長サービスができないか。
- ・介護保険のデイサービスのように、提供時間数に区切った報酬単価の設定等。
- ・日中系事業所の開業時間延長等は、職員の労働条件を考えると、できないこともやむを得ない。